

平成26年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、平成26年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1,319億円（前年度5月期比 315億円増（31.3%増））

* 2月～4月の地方法人特別税（国税）収入額の全額

4 譲与日

平成26年5月29日（木）

5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	1/2 人口 1/2 従業者数 <small>※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）</small>
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成25年度譲与実績	19,803億円
平成26年度地財計画	21,829億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

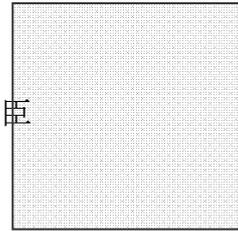
(案)

総 税 企 第 [] 号

平成 2 6 年 5 月 [] 日

あて
〔各都道府県知事〕 [] 殿

総 務 大 臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 2 0 年法律第 2 5 号）第 3 4 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

平成 2 6 年 5 月 2 9 日

地方法人特別譲与税譲与金

〔別添のとおり〕 千円

↑ 額は出力

平成26年度5月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	4,799,634
青森	1,175,561
岩手	1,153,478
宮城	2,083,094
秋田	942,760
山形	1,031,713
福島	1,777,090
茨城	2,593,324
栃木	1,794,908
群馬	1,810,157
埼玉	5,780,645
千葉	4,899,391
東京都	31,365,747
神奈川県	7,454,936
新潟	2,139,775
富山	1,020,287
石川	1,084,989
福井	748,393
山梨	768,413
長野	1,939,879
岐阜	1,846,110
静岡県	3,464,581
愛知県	7,004,323
三重	1,654,853
滋賀	1,244,193
京都	2,348,408
大阪	8,471,911
兵庫県	4,753,246
奈良	1,085,979
和歌山	846,653
鳥取	511,966
島根	638,727
岡山	1,702,755
広島	2,605,656
山口	1,270,133
徳島	675,969
香川	900,576
愛媛	1,242,845
高知	645,502
福岡	4,500,198
佐賀	743,680
長崎	1,212,304
熊本	1,540,758
大分	1,047,456
宮崎	973,222
鹿児島	1,460,697
沖縄	1,160,596
合計	131,917,471

地方法人特別譲与税の算定の仕組み

$$\left(\begin{array}{c} \text{地 方 法 人} \\ \text{特 別 税} \\ \text{収 入 額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{財 源 超} \\ \text{過 団 体} \\ \text{調 整 額} \end{array} \right) \times \left\{ \begin{array}{c} 1/2 \text{ 人 口} \\ 1/2 \text{ 従 業 者 数} \end{array} \right\} = \text{譲 与 額}$$

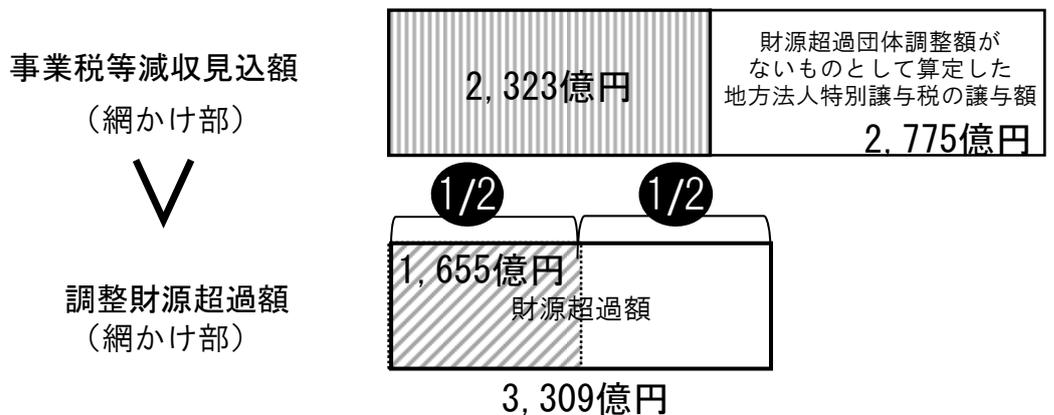
* 1 * 2

- * 1 財源超過団体調整額とは、財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- * 2 財源超過額調整団体にあつては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額を譲与する。
 平成26年度における財源超過調整団体(平成25年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体)は、東京都のみである。

【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】

税率の引下げがない場合の法人事業税の収入見込額	11,255億円
-------------------------	----------

税率引下げ後の法人事業税の収入見込額	6,157億円	減収となる法人事業税収	5,098億円
--------------------	---------	-------------	---------



個別財源超過団体調整額
(上限：事業税等減収見込額 × 1/2)
668億円

$$= \text{事業税等減収見込額} - \text{調整財源超過額}$$

2,323億円

1,655億円

地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成26年度分

(単位：億円)

▼平成25年度

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B				影響額 B - A	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	影響額 B - A
		5月	8月	11月	2月				
北海道	25	48	48			23	586	801	215
青森県	4	12	12			8	128	196	68
岩手県	11	12	12			0	131	193	62
宮城県	120	21	21			▲ 99	263	348	84
秋田県	3	9	9			6	95	157	62
山形県	7	10	10			4	104	172	68
福島県	17	18	18			1	322	297	▲ 25
茨城県	23	26	26			3	407	433	26
* 栃木県	50	18	18			▲ 32	301	300	▲ 1
群馬県	18	18	18			0	275	302	28
埼玉県	74	58	58			▲ 16	687	965	278
千葉県	21	49	49			28	698	818	120
* 東京都	193	314	314			121	4,921	3,014	▲ 1,906
神奈川県	34	75	75			40	1,172	1,245	73
新潟県	12	21	21			9	349	357	9
富山県	21	10	10			▲ 11	142	170	29
石川県	12	11	11			▲ 1	182	181	▲ 0
福井県	8	7	7			▲ 1	139	125	▲ 14
* 山梨県	3	8	8			5	132	128	▲ 4
長野県	9	19	19			11	251	324	73
岐阜県	29	18	18			▲ 11	252	308	56
* 静岡県	63	35	35			▲ 28	631	578	▲ 52
* 愛知県	69	70	70			1	1,444	1,169	▲ 275
* 三重県	29	17	17			▲ 12	273	276	3
* 滋賀県	8	12	12			4	208	208	▲ 0
京都府	14	23	23			10	312	392	80
* 大阪府	72	85	85			13	1,635	1,414	▲ 221
兵庫県	66	48	48			▲ 18	585	794	209
奈良県	3	11	11			7	87	181	94
和歌山県	17	8	8			▲ 9	85	141	56
鳥取県	3	5	5			2	58	85	28
島根県	8	6	6			▲ 1	81	107	25
岡山県	16	17	17			1	248	284	37
広島県	67	26	26			▲ 41	366	435	69
山口県	10	13	13			3	204	212	8
徳島県	2	7	7			5	122	113	▲ 9
香川県	11	9	9			▲ 2	173	150	▲ 22
愛媛県	17	12	12			▲ 4	189	208	18
高知県	10	6	6			▲ 4	56	108	52
福岡県	87	45	45			▲ 42	654	751	98
佐賀県	4	7	7			3	106	124	18
長崎県	5	12	12			7	114	202	89
熊本県	15	15	15			0	152	257	106
大分県	7	10	10			3	118	175	57
宮崎県	6	10	10			4	97	162	66
鹿児島県	11	15	15			4	143	244	101
沖縄県	6	12	12			5	129	194	65
合計	1,319	1,319	1,319			0	19,803	19,803	0

※四捨五入により計が一致しないところがある。